

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会要点記録
(開会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 3年 6月21日 (月)		9時00分	開会
	令和 3年 6月21日 (月)		10時01分	閉会
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、15名出席			
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	山本 優	
	大下 正幸	熊高 昌三	秋田 雅朝	
	金行 哲昭	—	—	
	—	—	—	
欠席議員	児玉 史則	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
出席した 事務局職員	事 務 局 長	森岡 雅昭	事 務 局 次 長	國岡 浩祐
	総 務 係 長	藤井 伸樹	総 務 係 主 査	日野 貴恵

<p>協議事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 安芸高田市議会の例規の見直しについて (2) 各種審議会委員の選出について ・その他 ・議員間討議事項について
-------------	--

【開会前】

- 石飛副議長 開会前だが、皆さんにお知らせする。本日の全員協議会に児玉議員より都合により欠席する旨の連絡があった。マスコミは入室していないが、途中から入る可能性があり、撮影を許可している。

1. 開 会 【9:00】

- 石飛副議長 (開会・進行)

2. 議長あいさつ

- 宍戸議長 議会が始まって中間点で、本日は定例の全員協議会である。今朝 8 時半に市長から、6 月 2 日の臨時会、副市長選任同意案件についての再議書が提出された。提出理由はまだ読んでおらず、詳しくはわからないが、マスコミにも理由書が渡されているようだ。本日の全員協議会のその他の項で、再議書のコピーを配る。この件については、市民の関心度も高く、安芸高田市議会の政治能力も問われると思う。今後、議会運営委員会で議論しながら、全議員意思統一をし、対応をして頂きたい。本会議で結論に達していけるよう、よろしく願います。

3. 議長報告

(1) 議会のうごき

- 宍戸議長 議会のうごきのとおり。

(2) 委員長等報告

- 各委員長 (報告あり)

- 熊高議会運営委員長 5 月 20・29 日・6 月 4 日の 3 回開催している。定例会・臨時会の協議をした。みなさんへ諮っている安芸高田市議会の例規の見直しについて、まとめがほぼ出来上がったので報告したい。

- 山根総務文教常任委員長 (なし)

- 大下産業厚生常任委員長 (なし)

- 金行予算決算常任委員長 (なし)

- 新田議会広報特別委員長 議会だよりの第 70 号に取り掛かるところである。一般質問を議会だよりに載せる際、例えば大枠 3 点とした場合、普段、大枠 1 点目を自分が 1 番言いたいことにしていると思うが、2 点目の方がメインであれば、2 点目の方を最初に記入してもらおう。過去事例や取り決めもなく、私も議会だよりの担当をして 4・5 年目になるが、その時先輩から、1 点目の方が 1 番目と聞いていたが、議会事務局で調べる中で取り決めはないので、2 点目・3 点目からとか、重きを置きたい方を 1 番目にして、330 文字以内で書けばよい。

- 秋田監査委員 5 月 21 日に監査委員会に出席した。通常通り例月出納検査を行い、今後のスケジュールとして、令和 2 年度の各会計決算審査の実施につ

いて協議を行った。審査日程は6月29日から8月12日まで、各部毎に審査をするよう計画している。その後皆さんへ決算審査してもらうようになる。

○熊高芸北広域環境施設組合議員

(なし)

○石飛副議長

その他の会議で何かあるか。

(なし)

○石飛副議長

ただ今の委員長等報告に対して、皆さんからの質疑等あるか。

○金行議員

前回、傍聴記を全部載せることになったが、今回も同じか。

○新田議会広報特別委員長

どのような形で上がってくるかわからないが、1度委員で話をして、皆さんに提示したい。

○石飛副議長

他に何かあるか。

(なし)

ないようなので次に進む。以上で委員長等報告を終わる。

(3) その他

○石飛副議長

次にその他の項に入る。何か議題にしたいことや、協議に上げたいことはあるか。

(なし)

ないようなので次に進む。

4. 協議事項

(1) 安芸高田市議会の例規の見直しについて

○熊高議会運営委員長

先日の全員協議会において、例規の見直しに係る改正案として素案を提示したところ、貴重な意見を頂いた。皆さんの意見をもとに再度議会運営委員会で協議し、取りまとめた結果を提示する。会議規則の見直しについては、主に全国市議会議長会の通知を元に改正しているが、素案からの変更点はない。傍聴規則と委員会傍聴規程の見直しについては、傍聴の受付に関する事、小学生や乳幼児の入場制限に関する事、入場時の服装に関する事、本会議および委員会における録音に関する事について改正している。頂いた意見を反映する形で変更しており、詳細についても明記をしている。

○國岡事務局次長

資料1 ページ目の(1)欠席の届出から(3)請願書への押印関係までは、前回の素案からの変更点はない。

2 ページの傍聴規則・規程の見直しだが、傍聴の受付で【案】傍聴券への「住所・氏名・年齢」の記載を廃止し、首にかけるタイプの傍聴券を配布すると示している。※1 傍聴券は別紙のとおり一般用と報道用に分ける。これは、傍聴の受付をスムーズに行えるほか、首にかけるタイプとすることで、検温を済ませて入場しているかの確認や先着順の入場を徹底できる。※2 コロナウイルス感染症拡大防止対策が終了されるまでは、コロナウイルス感染症の陽性者との接触やクラス

ターが発生した場合に備え、傍聴者に住所・氏名の記載の協力をお願いする。本会議の一般の傍聴券をベージュ色にしている。報道用はグリーン色。次に委員会の一般の傍聴券は黄色で、報道用はブルーにしている。一日に複数会議がある場合も一目でわかる。この色の中心に大きく先着順の番号を表示するので、何番目に来たかはっきりわかるようにする。2 ページに戻り、傍聴規則の第 3 条は、又は傍聴証というところを削除して、第 4 条については、傍聴券についての箇所は全部廃止している。

3 ページの入場制限だが、【案】小学生や乳幼児の入場制限を廃止としている。※1 小学生はマナーを守って傍聴すると見込まれる。※2 乳幼児同伴で傍聴する場合、自らの判断で防音傍聴席を希望されることが見込まれるため、規制する必要はない。続いて、3 傍聴人の守るべき事項については、議員の皆さんから 2 種類の意見があり、現代の生活様式（服装）に合わせて、記載する必要のない条文は削除、また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいとしておりマナーモードを認めているため、改めるべきという意見があった。案として、現代の生活様式（服装）に合わせて、記載する必要のない条文は削除。また、「携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。」としておりマナーモードを認めているため、「電源を切る」に関する条文を削除している。※1 電源を切った時点で、携帯電話での録音・録画はできない。※2 録音・録画をしない方への注意喚起として、これまでと同様に「携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。」の呼びかけを行うとともに、傍聴の案内「傍聴のしおり」により周知する。※3 傍聴規則第 12 条で「会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者」の入場制限をしているため、マナーを守らない傍聴者の入場はできないとの観点からこのようにしている。

4 ページの、4 録音・録画・撮影等の禁止だが、【案】本会議の録音・録画を認めることとし、記載する必要のない条文は削除としている。頂いた意見だが、異常又は、迷惑な音、フラッシュ等の規制が必要であり、録音・録画については休憩中の取り扱いについて、検討が必要といった意見を頂いた。※1 のとおり、録音・録画等のルールは「傍聴のしおり」と「議長口述」による周知徹底が必要。※2 休憩中は議会中継の配信をしないことを「安芸高田市議会中継に関する要綱」に規定しているため、休憩中の録音・録画等は禁止する。※3 録音・録画等を行う際の注意事項（傍聴のしおりへの追加掲載事項）①休憩中の撮影は禁止する。②フラッシュを使用した撮影は行わないこと。③シャッター音等、機器の音は消すこと。④三脚を使用した撮影・録画等は行わないこと。⑤席を離れての撮影・録音・録画など、他の傍聴

者の傍聴の妨げになる行為は行わないこととしている。続いて、委員会に関する録音・録画だが、委員会の録音・録画は認めないこととし、改正しない。委員会の傍聴規程だが、※1 委員会は録画中継をしておらず休憩も多いため、現在の運営では録音・録画等は適さない。

※2 委員会では、本会議と比べて「誤って個人情報に関する発言を行うケース」が多い。※3 将来的に「委員会の中継」及び「録音・録画等の許可」ができるように、今後の委員会運営において「議事進行（休憩）」や「個人情報」の発言を意識する必要があるとしている。

最後に 5 その他だが、※1 傍聴記の投稿依頼について、記事の内容を確認するために電話連絡をする場合がある。寄稿者の連絡先「住所・氏名」の記入に「電話番号」を加える。

○石飛副議長

何か意見があるか。

○南澤議員

委員会の録音・録画を認めないというところで、委員会は中継していない、議会基本条例の第 2 条第 1 項の透明性の観点から、議事録は請求があれば公開しているが、委員会も公表すべきと思うがどう思うか。

○森岡事務局長

会議録自体は、請求して公開するようになっている。委員会の会議録の公表だが、今年度、議会事務局の仕事目標の中に、すべての委員会記録を公開するようにすすめていきたいと掲げている。これから回を重ねながら、議員の皆さんと協議して頂き、全部公開できるようにすすめていきたい。

○山本（数）議員

会議規則の見直しの 1 欠席の届出の第 2 条 2 項、出産予定日の 6 週間前とか出産後 8 週間と書いてあるが、改正の説明を読むと、当該市職員の規則に準じて産前産後を 8 週とすることは、必ずしも否定されることではないと標準市議会規則一部改正案の説明に書いてある。当市は産前産後 8 週になっていると思う。もう 1 つ、欠席が長引くことによって、議員報酬の減額規定に抵触するのであれば、外すべきかと思うが、どのように考えるべきか。抵触しないのであれば、母体保護の観点から産前産後 8 週としたらどうかと思う。

○石飛副議長

この件について何か意見があるか。

○熊高議員

確認が必要だと思う。事務局が答えられないのであれば、議会運営委員会で確認が必要だと思う。

○森岡事務局長

当市が産前 8 週間なのか確認ができていない。確認が取れ次第、8 週であれば協議をしていただければと思う。

○山本（数）議員

熊高議員の提案でよいと思う。

○石飛副議長

暫時休憩する。

暫時休憩【暫時休憩 9：31～9：45】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

山本（数）議員より提案のあった2点の件について、事務局で調査し、議会運営委員会で諮り、6月定例会の最終日に議会規則の見直しの発議をしたいと思う。よろしいか。

（異議なし）

それでは、安芸高田市議会の例規の見直しにかかる改正案についての協議を終える。

（2）各種審議会委員の選出について

○森岡事務局長

1 件目、教育委員会より、安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出の依頼があった。今までは先例により、文教厚生常任委員長が選出されていた。委員会構成が変わり、現在は総務文教常任委員会が所管しているので、山根委員長となる。後程諮って頂きたい。

2 件目、福祉保健部社会福祉課より、安芸高田市災害義援金配分委員の推薦について依頼があった、前回は文教厚生常任委員長が先例により選出されていた。現在、所管が産業厚生常任委員会となり、大下委員長となる。以上2件について、諮って頂きたい。

○石飛副議長

先ほどの説明に対して、何か意見があるか。

（異議なし）

先ほどの説明の通りに決定してよろしいか。

（異議なし）

異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、協議事項を終える。

5.その他

○宍戸議長

あいさつの中で触れたが、6月2日に議決された副市長の選任同意について、市長から再議書が提出された。再議書のコピーを配付している。今後、議会運営委員会で協議し諮問することになると思うが、このことについては議員全員に係ることであり、最終的に皆さんの意見を聞きながらまとめていきたいと思う。詳しくは事務局長から説明する。

○森岡事務局長

配付しているものは、今朝8時30分、市長が議長へ提出した再議書の写しになる。本来なら議会運営委員会に諮ってから、皆さんに提示するものだが、今日、再議書を提出した後に、マスコミにも配布されているので、取り急ぎ配付した。詳細については改めて議会運営委員会の中で協議することになると思う。今日配付した再議書は、内容を知ってもらうために配付をした。

○石飛副議長

ここで、暫時休憩する。

暫時休憩【暫時休憩9:52~10:00】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

再議書については、議会運営委員会で審議をし、報告をする。

以上で、再議書については終了する。その他何かあるか。
(意見なし)

以上でその他の項を終了する。

6. 議員間討論事項について (案件なし)

7. 閉 会 【10:01】